

資料

フランスの労働組合規約に関する資料集 (5)

大和田 敏太

第Ⅱ部 単位労働組合の規約

フランスの労働組合規約に関する本資料集第Ⅱ部では、(単位) 労働組合(syndicat) の規約を対象とする。

第Ⅰ部でとりあげた六大労働組合中央組織に加盟する労働組合の規約および独立系の労働組合の規約を収録する。分類は、中央組織ごとに行い、(1)CGT, (2)CFDT, (3)FO, (4)CFTC, (5)CGC, (6)FEN, (7)独立系の項目により、配置する。

第Ⅰ部での分類項目を若干手直しして、①基本理念・目的・組織原理(組織対象・上部関係), ②組合員の地位(加盟・脱退, 権利・義務), ③組織運営, ④組合費・財政, ⑤内部紛争処理・統制, ⑥規約条項・解散, の6項目を設け、各労働組合規約を分類・収録する。対象とする規約全文の収録は不可能なため、適当に取捨選択するが、重複する内容は、可能な限り省略した。

選別にあたって重視した視点は、以下のとおりである。

- ① 組合員の権利・自由。
- ② 組合民主主義の観点。
- ③ 各単位労働組合が加盟する中央組織の規約に盛り込まれた「原則条項」の具体化(あるいは強化・緩和)。

対象とした各労働組合規約は、標準規約(FO・CFTC)を別として、産業分野・職種を考慮して適当に選択した。

したがって、各中央組織において、対象とした単位労働組合が複数にわたる場合には、とりあげた労働組合組織に番号を附し、収録した条項の条番号の前に記した。

<凡例>「②第15条」: ②の番号を附した労働組合組織の規約第15条

「内規」: 規約に附属する内部運営規則

なお、労働法典の引用は、現行労働法典の表記法に統一した。

(1) CGT

- ① 税関職員CGT全国労働組合 Syndicat national des agents des Douanes CGT
- ② 舞台・文化活動職業人（技術・運営部門）CGT全国労働組合 Syndicat National des Professionnels du Théâtre et de l'Action Culturelle (Branche Technique et Administrative du Spectacle Vivant): CGT
- ③ パリ近郊ガス配送センター職員CGT労働組合 Syndicat CGT du Personnel du Centre de la Distribution du Gaz dans la proche banlieue de Paris

1. <基本理念・目的・組織原理（組織対象・上部関係）>

① 第1条 構成

本規約に同意する税関職員の間において、税関職員CGT全国労働組合の名称を有する労働組合が結成される。

労働組合は、就業中および退職した職員から構成される（退職者は、以前の組合員だけが加入を認められる）。

② 第1条

労働法典第4巻にしたがって、本規約に同意する就業賃労働者（現業労働者・事務員・技術者・主任・管理職員）の間で、舞台・文化活動職業人（技術・運営部門）CGT全国労働組合の名称を有する職業横断的な労働組合が設立される。

対象職業人は、使用者の立場にあるものを除いて、劇場、ミュージック・ホール、コンサート、サーカス、キャバレー、文化センター、劇団、興業会社などの技術、運営、窓口、営業などの部門に雇用されているすべてのものである。

③ 第1条 労働組合の構成

政治的、哲学的あるいは宗教的意見の相違を問題とすることなく、パリ近郊ガス配送センターの従業員、退職者および旧職員の未亡人を結集する労働組合が、組合支部によって構成される。

この産業別の労働組合は、1884年3月21日法および同法の修正立法の諸条項にしたがって運営され、パリ近郊ガス配送センター職員CGT労働組合の名称を冠する。

① 前文

労働組合は、本規約により運営されるが、労働総同盟規約の以下の前文および第1条において確認されている労働組合運動の諸原則を堅持する。

前文

労働組合運動は、すべての段階において、使用者側、政府、政党、哲学的潮流またはその他の外部団体から絶対に独立して運営され、その行動を決定する。

労働組合運動は、特定の活動のために他の団体から呼びかけられる提起にたいして、積極的にもしくは否定的に応える権利を留保する。労働組合運動は、また、政党にたいする中立性は、公的自由や、現在のまたは今後の改革を脅かす危険性にたいする無関心を意味しないと考えるものであって、そうした一時的な協力を発議する権利を留保する。

規約上の労働組合の総会と大会だけが、決定を採択する権限を有する。

組合民主主義は、各組合員が、組合内部において、組合組織の運営と発展に関わるあらゆる問題について、自己の見解を自由に主張することを保障するものである。

労働組合は、あらゆる意見をもつ賃労働者を結集させるのであるから、いかなる加盟組合員も、労働組合組織の外部における、その意見の表明についてなんら気遣う心要はない。

＜目的および構成＞

第1条

労働総同盟は、本規約によって運営されるのであるが、政治的、哲学的および宗教的意見の相違を問うことなく、賃労働者の精神的、物質的、経済的および職業的利益を擁護するために率先してたたかうことを自覚する賃労働者を結集するすべての組織を連合させる。

CGTは、その方針と活動においては、フランスの労働組合運動の歴史を貫く大衆的かつ階級的な民主的労働組合運動の諸原則をくみとりながら、とりわけ生産および交換手段の社会化によって、資本主義的搾取の廃止を、自らの目的とする。

② 第3条 基本原則

労働組合は、政治的意見、哲学的思想あるいは宗教的信条の相違を問うことなく、賃労働者の精神的、物質的、経済的および職業的利益を擁護するために率先してたたかうことを自覚するすべての賃労働者を結集する。

労働組合は、その方針と活動においては、フランスの労働組合運動の歴史を貫く大衆的かつ階級的な民主的労働組合運動の諸原則をくみとる。CGTとともに、とりわけ生産および交換手段の社会化によって、資本主義的搾取の廃止を、自らの目的とする。あらゆる賃労働者の利益そのもののために、単一労働組合組織の実現に賛意を表明すると

ともに、そのために行動する。何人も、労働組合組織外における政治活動あるいは選挙活動に際しては、総同盟員たる資格あるいは総同盟の職務を利用することはできない。

したがって、労働組合は、使用者側、政府、政党、教会、哲学的結社またはその他の外部団体から絶対に独立して運営され、その行動を決定する。

労働組合は、特定の活動のために他の団体から呼びかけられる提起にたいして、積極的にもしくは否定的に応える権利を留保する。また、政党にたいする中立性は、公的自由を脅かす危険性や、現在のまたは今後の改革にたいする無関心を意味しえないと考えるものであって、そうした一時的な協力を発議する権利を留保する。

組合民主主義は、各組合員が、組合内部において、組合組織の方針、活動、運営に関するあらゆる問題、および一般に組合組織の存在と発展に関連するあらゆる問題について、自己の見解を自由に主張することを保障するものである。

労働組合は、あらゆる潮流の思想の賃労働者および退職者を結集させるのであるから、いかなる加盟組合員も、労働組合組織の外部における、その意見の表明についてなんら気遣う必要はない。

表現の自由および民主主義の自由な行使は、労働組合運動の基本原則によって、確立され、保障されているものであるが、このことは、労働組合組織の内部における民主主義の正常な機能に影響をおよぼし、そして歪める目的から、労働組合内部で分派として行動する組織の結成を正当化したり、容認するものではない。

労働組合は、その性格上、そしてその構成からして、多様な意見をもつ労働者を結集させるものであるから、その統一を維持するために、最大限寛大な精神を發揮する。

① 第3条

組合支部、支部連合体は、組合民主主義に立脚し、大会および全国執行委員会の決定の枠内で、その尊重のもとで、最大に完全な自治を有する。

② 第5条

労働組合の目的は、以下のとおりである。

①—— 経済的・社会的集団としての職業の次元において

—— 個人としての組合員各自の（その利益が、賃労働者の地位と関連する限り）次元において

物質的および精神的な利益の擁護のために闘うことができるよう、連帯関係を強化

し、すべての関係賃労働者を団結させること。

② この職業の賃労働者に関連するすべての問題を協同して研究し、その解決策を探求すること。そのため、

——要求の実現のために必要なすべての行動を組織すること。

——文化資産や芸術的創造の保護および発展を促進すること。

——これらの職業上の活動を保護し、発展させること。

③ 労働組合が加盟する、地域、地方および全国的な職業的・職業横断的な機構への参加を保障すること、その決定の実践に寄与すること。

② 第6条

これらの責任を果たすために、労働組合は、以下の義務を有する。

——労働組合と労働組合運動の影響力を広げるために、未組織労働者の結集をめざす活動と情宣を発展させること。

——就業分野のすべての企業において組合支部を結成し、その運営と企業内における諸制度（企業委員会、従業員代表、衛生安全・労働条件委員会など）の正常な運営を監視すること。

——分散組合員（恒常に企業に所属していない専門家、失業者）の組織化とその組合活動に必要なすべての手段を確保すること。

——新聞・機関誌・ビラ・集会によって、労働者および組合員のための情宣を保障すること。

——組合員から、組合費を徴収し、加盟している諸組織への規約に基づく配分とともに、その正常な管理を保障すること。

——講座および研修によって、活動家の教育を保障すること。

③ 第2条 労働組合の目的

方針と活動においては、フランスの労働運動の歴史を貫く大衆的かつ階級的な民主的労働組合運動の諸原則をくみとりながら、われわれの目的は以下のとおりである。

——組合支部に結集する賃労働者の社会・職業的な利益の擁護を、精神的および物質的な次元で、保障すること。

——その賃労働者の生活条件の改善と社会的解放という目標を主張し、とりわけ生産および交換手段の社会化によって、資本主義的搾取の廃止を実現するために、賃労働者

を団結させること。

CGTの県連合と組織および活動面での関係を確立し、維持する。

① 第5条

正規に選出される責任者は、当局、行政機関、公権力にたいして、大会あるいは全国執行委員会において採択された決議を主張するための、労働組合の唯一の代表者である。

③ 第11条 組合員への法的支持

労働組合は、すべての労働裁判において、組合員、支部の法的な擁護を保障する。この支持は、全国的な身分規定、法令に関連する原則的な事案に関してのみ主張される。

① 第2条

本労働組合は、組合支部に組織される。組合支部は、行政組織に対応して設立される。

組合支部は、適切な形態で、分会に組織されることができる。分会の設置や廃止の決定は、支部の権限に属する。支部の連合体が、行政上の地方間において、結成される。

組合支部は、退職者を組織することにも努力する。組合支部は、そのために、退職者支部を設立する。その責任者は現役労働者の組合支部の執行委員会の構成員となる。

② 第4条

労働組合は、CGTの県連合および地域連合に、管理職員および退職者に関しては、UGICTおよびUCRに、さらに、観劇・オーディオヴィデュエル・文化活動労働組合全国連盟（FNSAC／CGT）に加盟する。

これらの組織に加盟するために、労働組合は、労働総同盟に一括して所属する。

② 第7条

FNSACに加盟する関係職業人の組合組織は、本労働組合以外には存在しない。

③ 第7条

労働組合は、労働総同盟、エネルギー産業（電気・核・ガス）職員労働組合全国連盟（Fédération Nationale des Syndicats du Personnel des Industries de l'Energie (électrique, nucléaire et gazière) およびセンター所在地の県連合に加盟する。

2. <組合員の地位（加盟・脱退、権利・義務）>

② 第2条

労働組合の組合員数およびその期間は、無限定である。

国籍を問わず、満16歳以上の賃労働者が加盟することができる。

② 第9条 組合員の加盟および義務

組合員の資格は、加盟用紙（書面）を全国事務局あるいは企業支部に提出することによって、取得される。

異議申し立てがある場合を除いて、全国事務局は、加盟を登録する。

③ 第3条 労働組合への加盟

労働組合は、本規約を承認し、加盟という事実のみによって以下の義務を負う、パリ近郊ガス配送センターの諸業務に従事するすべての現業労働者および事務員、すべての退職者・未亡人に門戸が開かれている。

— 対象となる職員の労働条件の規制に関して、労働組合によって締結された協定を遵守すること。

— 定例的に、組合費を払うこと。

② 第13条

使用者になる、あるいは使用者の立場に置かれる組合員はすべて、その事実によって、労働組合に所属することをやめる。

② 第14条 脱退

組合員は、企業支部あるいは全国事務局宛の書簡によって、何時でも、労働組合を脱退することができる。

② 第10条 組合員の義務

組合員は、以下の義務を負う。

— 月額組合費を徴収担当者に定期的に支払うこと。

— 労働組合の活動に参加すること、とくに会議に参加し、その民主的な運営を保障し、労働組合からの情宣を受け取ること。

— 労働者によって表明され、労働組合によって集約される要求の実現のために、連帯して行動すること。

— 労働組合の理念の普及によって労働組合の権威を広げるために、同時に、新組合

員の加入によってその強化に寄与するために、可能なあらゆる情宣を行うこと。

——雇用に関する情報について、全国組合に連絡すること。

② 第12条

法律にしたがって、組合員はすべて、6カ月間拘束される。組合員が、その組合費の支払を6カ月以上遅滞するならば、その組合員は、支払の催告の後、何らの回答もないならば、脱退するものと見なされ、権利の喪失とともに、労働組合から除籍される。

その組合員は、その除籍の理由となった未払い組合費を支払うことによって、再び組合員になることができる。

3. <組織運営>

① 第6条 大会

大会は、労働組合の最高の機関である。大会は、組合の活動方針を民主的に採択する。

労働組合は、2年毎に全国大会を開催する。議事日程、規約の修正提案、執行委員会候補者名簿、前大会以降の財政・活動報告や要求活動の方針についての文書類は、少なくとも2カ月前に、組合支部に送付される。大会は、単純過半数によってその決定をなすが、規約の修正については、三分の二以上の多数によって決する。

大会に代表される各組合支部は、大会の前年度中に支払われた組合費を基礎に算出される投票数の権利を有する。

② 第15条

大会は、通常会議以外に、全国事務局・全国評議会によって、あるいは組合員の51%以上を代表する支部からの理由を添付した請求によって、開催されることができる。

大会代議員は、各組合支部において、組合費納入済みの組合員によって、選出される。

各支部は、1票の投票権を有し、それに組合員数に等しい投票数が付加される。組合員数は、大会が開催される年度の前年度中に受領された組合費を基礎として算出される。支部によって労働組合に支払われた組合員証紙総数が、10分割され、各組合支部が保有する投票数を決定する。

採決は、相対多數によって、決せられる。

③ 第5条 大会の構成

大会代議員は、大会の採決にふされる報告および提案を討議するために特別に開催さ

れる、組合員総会で選出される。

各組合支部は、大会において、組合員数と同数の投票権を有する。

組合支部毎の代議員数は、大会の前年度に配布された組合員証紙数を勘案して、組合事務局によって決定される。

① 第8条 全国評議会

全国評議員は、支部連合体および支部の推薦に基づき、大会によって任命される。全職種の職員が代表されていなければならない。その構成は、年齢・性別を考慮されなければならない。

税関職員最高評議会への被選出者および社会保険基金への被選出者は、当然に全国評議員となる。

② 第17条 全国評議会

全国評議会は、大会と大会の間の期間中、年に少なくとも2度、全国事務局の招集に基づき開催され、大会によって定められた方針の枠内で、労働組合の最高の機関である。

③ 第6条 執行委員会・事務局

大会によって選出される執行委員会は、書記長、書記、財政部長、財政副部長、諸業務を担当する委員から構成される事務局を、その内部で任命する。

大会と大会の間の期間、執行委員会は、労働組合の代表権能と運営を保障し、必要に応じて専従者、事務局委員を任命し、要求を受け、作成し、それを実現するための手段を決定する。

組合事務局は、執行委員会の委任によって行動する。

書記局は、あらゆる場合に労働組合を代表し、その名前で組合文書に署名する。

① 第9条 全国事務局

全国事務局は、大会によって選出される。全国事務局は、専従全国書記、社会事業全国専従者、前書記長、退職者全国委員会責任者、組合運動の諸組織の全国責任者、財政部長、財政副部長から構成される。

② 第19条 全国書記局

全国事務局は、その決定の実践の責任を負う、少なくとも3名の委員からなる書記局を、その内部で選出する。

書記局は、少なくとも週に一度開催される。

書記局員、特に書記長は、共同してあるいは個別的に、労働組合の代表権能を担当し、労働組合を有効に拘束し、事務局の監督のもとでその管轄のすべての文書に署名する。

書記局員は、大会決議から導かれる方針の枠内で、かつ直後の全国事務局会議に報告するという条件のもとで、緊急の発議および決定を行う権限を有する。

① 第16条 出版物の刊行

労働組合の公的機関誌は、<L'ACTION DOUANIÈRE>である。

同誌は、組合支部の責任のもとに、就業者あるいは退職者の全組合員に配布される。

同誌は、全国事務局の責任のもとに、刊行される。

① 第18条

執行委員会は、CGTの大衆的刊行物の配布に責任を負う。執行委員会は、CGT規約にしたがって、<VIE OUVRIÈRE>の配布を強めるよう努める。

各組合支部は、少なくとも一部の<PEUPLE>を定期購読しなければならない。

各支部は、活動家への予約購読を通じて、その普及に寄与する。

各支部は、また、CGTの女性月刊誌<ANTOINETTE>の定期的な配布を強めるよう努力する責任を負う。

① (内規) 第7章 組合支部

組合支部は必ず、執行委員会、事務局、書記局を設置する。

- ・書記局は、執行委員会および事務局の執行部である。
- ・事務局は、執行委員会内部で選出される。
- ・各執行委員会は、以下のものを含まなければならない。

——書記、その補佐

——会計、その補佐

——組織担当責任者

——情宣担当責任者

——組合教育担当責任者

——税関業務担当責任者

——連帯扶助基金担当者

——<L'ACTION DOUANIÈRE>誌担当者

——組合名簿管理責任者

- 総同盟出版物配布責任者
- 退職者関係責任者
- 管理職員関係責任者
- 女性問題責任者
- 海外県問題責任者
- 専門家問題責任者
- 社会保険基金・税関職員評議会被選出者
- 孤児事業問題担当責任者

② 第22条 企業支部とその任務

労働組合は、組合の企業支部において組織される。企業支部は、企業内で働く組合員から、少なくとも1名の書記、1名の副書記、1名の会計を選ぶ。

企業の枠内で、各支部は、以下の目的を有する。

- ① 貨労働者全体の要求を満足させるために、支部を構成する組合員の要求、および利益の擁護を研究すること。
- ② 従業員代表選挙、企業委員会の設置および労働組合権の尊重のために、候補者の的確な指名を監督すること。
- ③ 労働組合の全般的な活動の実践や大衆化を追求すること。

組合支部の書記は、全国組合との緊密な関係を確保し、支部の会議の正常な開催を準備しなければならない。書記は、労働組合および労働組合運動の諸機構（県連合・連盟・総同盟）の公的機関誌の配布や、諸機構によって作成される宣伝物の配布を点検しなければならない。また、連盟や地域連合・県連合・地方連合の活動への支部の参加を促進しなければならない。

② 第23条 分散支部

個別の組合員は、地域、地方あるいは全国段階の、特別支部に組織される。

③ 第4条 労働組合の機構

労働組合の機構は、パリ近郊ガス配送センターの機構に対応して、以下のとおりとする。

- 現役職員：各職場あるいは職務毎の組合支部。
- 非現役職員：労働組合内に、直轄支部を結成する。この支部は、現役職員の組合

支部と同様に運営され、労働組合指導機構の指導や、管理機関・公権力にたいする代表派遣に協力する。

非現役職員は、組合生活により直接に関与するために、労働組合の指導機構に積極的に協力することが求められる。

《組合支部》 組合支部は、われわれの組織の基本的な単位である。その組織化に大きな関心が払われなければならない。

《事務局の構成》 組合支部の事務局は、以下の者から構成される。

——代表および副代表

——会計、会計補佐および組合費徵収係

——組合支部から与えられた権限により諸業務を担当する活動家

《組合支部の運営》 組合支部の運営は、民主主義の精神でなされ、各組合員が、その見解を表明し、組合員の立場からの活動を行うことができなければならない。

① 第9条bis 退職者全国委員会

退職者全国委員会は、退職者に特有の問題の研究と検討の任務を負い、全国事務局を助ける。

その委員は、大会によって選出されるが、退職者パリ支部と退職者を組織する最も重要な支部によって、推薦される。

③ 第14条 地域的・全国的会議あるいは技術的委員会

労働組合は、地域的あるいは全国的な規模で、その発議、あるいは連盟や総同盟の発議により招集される会議、委員会あるいは集会に参加するように、組合支部や活動家に呼びかけることができる。

4. <組合費・財政>

① 第13条 組合費・社会基金

社会基金は、以下のものから構成される。

① 組合費

② 自発的あるいは労働組合の呼びかけに応じて、組合員によって同意される追加的な支払

③ 投資金およびその利子

④ 労働組合によって出版された刊行物の売上からの財源

① 第14条

年間組合費は、総会決定に応じて、執行委員会によって定められる。年間組合費は、3カ月毎に、執行委員会によって指示された時期に、支部基金から中央基金に払い込まれる。ただし、例外的な事情においては、執行委員会は、必要と判断される期間の組合費の前納を請求することができる。

組合費は、それぞれの支部の基金に、組合員から払い込まれる。

② 第11条 組合費

組合費は、月額である。組合費は、組合員の賃金に比例する。その額は、大会によって、実質賃金の1%と定められている。

全国事務局は、疾病中、失業中、退職者あるいは兵役中の組合員のための組合費の特別額を決定することができる。

② 第24条 組合費の徴収

企業支部の会計あるいは組合費徴収係は、証紙が売り捌かれた時、その支部に帰属する金額を支部のために確保して、全国組合に帰属する割合を、送付しなければならない。その金額は、以下の方法で計算される。

——地方の支部：15%

——パリ地域（70kmの範囲）の支部：5%

全国財政部は、組合支部の会計と連携して、支部が加盟する県連合・地域連合に割り当てられる組合費の支払を担当する。

③ 第12条 組合費の遅滞

組合支部の財政部長および徴収係は、組合費の支払遅滞を労働組合書記局に通知する。

書記局は、組合支部とともに、その遅滞の理由を検討し、遅滞している組合員に労働組合の生命を保障する必要性を納得させるためのいっさいの措置をとる。

① 第23条 連帯扶助基金

連帯扶助基金が設置される。この基金は、労働組合によって出版される刊行物の販売利益とともに、自発的な拠出金、贈与などによって支えられる。労働組合に加盟するものは、その組合費の払込時に、連帯扶助基金の加盟員となる。

① 第25条

連帯扶助基金は、労働組合の組合員にたいして物質的および精神的な援助を行うこと、とりわけ、以下のことを目的とする。

——社会立法によっては充分に保障されず、また、本省・税關当局の社会事業によっては法律上援助されえない、あらゆる不幸な事故を、出来うるかぎり軽減すること。

——奨学資金を承認し、緊急個人援助を貸し付けること。

——組合活動を理由に犠牲となった同志を援助すること。

① (内規) 第3条 扶助要件

《扶助》 扶助は、組合支部担当者の請求に基づき、社会委員会（連帯扶助基金の管理・運営機関）によって、その保有する財源の枠内で、給付される。

扶助の最高額は、毎年、社会委員会によって、決定される。

いかなる場合にも、不動産の購入・改築・建築後の請求は、進行中の困難（信用、租税など）とともに、貸付の要件には含まれない。

動産の取得は、経済・予算省の社会事業などの特別制度を利用することができるため、対象とはならない。

社会的な事由（配偶者の死亡、離婚、単身父・母など）、組合員が、対人問題の係争に直面している時、一時的に充分な生活手段を奪われている時は、支給対象となる。

奨学資金は、第一線に配置されている、あるいは兵役中の家族を扶養しなければならない若年組合員に支給されうる。必要ある場合には、配転させられた組合員にも支給されうる。

いずれの場合にも、奨学資金額は、常に無利子であるが、社会委員会によって、決定される。

これらの貸付は、最大20カ月で償還され、最低償還月額は、100フランである。

《例外的扶助》 支部の社会委員会担当者からの理由と金額をふした提案に基づき、社会委員会は、きわめて明確な事案においては、例外的な給付を支給することができる。

① 第11条 監査委員会

執行委員会の提案に基づき、大会によって選出される監査委員会が、執行委員会の外部に設置される。

監査委員会は、主として、労働組合の正常な財政管理を監視することを任務とする。

その監査結果は、委員会内部で指名される責任者によって大会に提出される全体報告の中に含まれる。

委員会は、少なくとも6カ月に一度、いつも各大会前には、書記長、財政部長および財政副部長の立会いのもとで、開催される。

5. <内部紛争処理・統制>

① 第12条 除名

重大な精神的あるいは物質的な損害を組織に与えたことを理由に、加盟組合員は、労働組合から除名されることがある。

手続きの開始までに、全国事務局は、除名請求の根拠となる理由を全面的に知られなければならない。全国事務局は、支部執行委員会に、その見解を示す。除名は、支部の総会においてしか決定されえない。この手続きの対象となった組合員は、関連する組合機関（全国事務局、執行委員会、総会）において、弁明を行うことができる。

② 第13条 除名

除名は、組合の規律への重大な違反（本規約違反、正規になされた決定の不遵守、労働組合あるいは組合員の利益を侵害する行為）を理由にしてのみ宣告されうる。

除名決定は、必ず当事者を聴聞する規律委員会および紛争委員会の見解の後、全国事務局によってなされる。

当事者は、その対象となっている除名申請を書留便によって通知されるが、その決定を、1カ月以内に、全国評議会に訴える権利を有する。この訴えは、その会議時まで、保留される。

③ 第13条 労働組合からの除名

労働組合からの除名は、所属組合支部の提案に基づくか、紛争委員会の報告に基づき、組合大会によってのみ宣告されうる。

これらの場合に、当事者は、その弁明を大会に提出する権利を有する。

労働組合の構成員および労働組合が加盟する諸機構は、宣告された除名について通知されなければならない。

除名処分を受けた旧組合員は、大会によって再加盟を認められうる。

② 第21条 規律・紛争委員会

全国評議会は、4名の委員から構成される、規律・紛争委員会を任命する。同委員会は、本規約の適用に関して、労働組合内部で生じるすべての紛争に関して、必要な情報を収集し、見解を表明する責務を負う。

6. <規約条項・解散>

② 第8条

労働法典第4巻(L.411-3)にしたがって、本規約は、パリ警視庁に届出られる。

③ 第16条 本規約の修正

本規約は、大会によって、その修正が登載されている議事日程にしたがって、修正されることができる。

修正条文も、県庁に届出られる。

④ 第17条 労働組合の解散

労働組合の解散は、そのために執行委員会によって招集された臨時大会によって、労働組合員の三分の二以上の多数決によって、宣告されることができる。

解散の場合には、労働組合の諸文書および資産は、エネルギー産業(電気・核・ガス)職員労働組合全国連盟に引き渡される。

(2) CFDT

① 警視庁(行政部門・関連) CFDT労働組合 Syndicat CFDT de la Préfecture de Police—Services Administratifs et Annexes

② パリ市交通公団CFDT労働組合 Syndicat CFDT des travailleurs assurant un service RATP

1. <基本理念・目的・組織原理(組織対象・上部関係)>

② 第1条 設立

本規約に同意し、CFDTを主張する労働者の間において、労働法典第4巻第1篇の条項にしたがって、パリ市交通公団CFDT労働組合の名称を冠する職業別労働組合が結成される。労働組合は、期間の定めなく、設立される。

① 第1条

本規約に賛同する、定員内職員・契約職員を問わず警視庁に勤務する公務員およびこの部門の退職者の間において、労働法典第4卷第1篇の規定に基づく労働組合が設立される。

この団体は、警視庁（行政部門・関連）CFDT労働組合と名称する。

② 第5条 労働組合の目的

労働組合は、とりわけ以下の事項を目的とする。

① 最も適切な手段によって、労働者の職業的、経済的および社会的な利益の個別的および集団的な擁護を確実にするために、同一就業分野の男女労働者を結集させること。

② 資本主義社会が労働者に加える搾取、支配、疎外に対抗して、労働者階級解放の手段である労働組合組織を発展させること。

③ 職業的あるいは職際的とを問わず、地域的、地方的、全国的あるいは国際的であるとを問わず、労働者に関連するあらゆる問題について、活動家および組合員への情報提供や職業教育を保障すること。

④ 職業的および職際的な次元での労働組合の連合体において、職業的および職際的な活動に関する方針や立場の決定に寄与すること。

⑤ 企業支部と協力して、要求を作成し、活動を指導・援助し、集団協約や協定を交渉し署名すること。

⑥ 組合代表の任命を行い、公権力、使用者および諸制度にたいして労働者を代表すること。

① 第3条

労働組合は、とくに以下の事項を目的とする。

① 組合員の職業的、社会的および精神的利益を研究し、擁護すること。

② 要求の実現にとって不可欠な調整と実行力のための実効的な連帯を、職業的支部の間で、確立すること。

③ 当局にたいして、委任者全体を代表すること。

④ 加盟組合員の知的および職業的価値を発展させ、完成させる手段を探求すること。

⑤ 有益とみられる一般的および個別的な、一切の業務を組織すること。

② 第31条 法人格の行使

労働組合は、法人格を付与され、その資産を自由に活用する。労働組合は、取得し、所有し、貸与し、借用し、その他法人のすべての行為、特に、原告および被告として訴訟することができる。

労働組合の責任に属する労働協約の討議および署名とともに、処分行為は、組合評議会の管轄に属する。

組合代表は、その委任が、組合支部の討議の対象となり、労働組合に報告することを条件に、事業所あるいは企業に関する協定を討議し、署名するための委任権限を受けることができる。

② 第2条 同盟への加盟

労働組合は、フランス民主労働同盟に加盟し、その活動においては、同盟の諸原則の宣言および規約ならびに同盟大会において決定される方針から着想する。

労働組合は、CFDTへの加盟という事実により、必然的に、その活動範囲を管轄する連盟および職際的連合に加盟する。

① 第2条

労働組合は、CFDT商業関係労働組合連盟およびCFDTに加盟する。

労働組合は、その活動においては、同盟規約前文および第1条から着想する。

2. <組合員の地位（加盟・脱退、権利・義務）>

② 第3条 構成

性別、年齢、国籍あるいは職務の区別なく、第1条に定められた就業分野および地理的範囲内で働き、以下の条件を満たす賃労働者はすべて、労働組合に所属することができる。

——本規約を承認し、それに従うこと。

——月額賃金の1%に相当する月額組合費を定例的に支払うこと。

1年間の組合費の不払いは、自動的に除籍をもたらす。

見習い、職業教育受講者、失業者あるいは退職者であっても、この就業分野の労働者であれば、同様に賃労働者とみなされる。

組合員は、その所属する企業支部の枠内で、以下の責任を負う。

- 労働組合のあらゆる活動に参加すること。
- 労働組合および組合支部によって表明される要求を支持すること。
- 周囲の労働者に組合組織を周知させ、CFDTの理念を普及すること。
- 定例的に組合費を支払うこと。

組合員は、以下の権利を有する。

- 情報

——CFDT内で論議されるすべての問題について、その見解や立場を明らかにし、投票すること。

②（内規）第3条

① 完全な無給期間だけが組合費の支払を停止する（兵役・長期疾病・無給休暇・失業など）。

18才に達しない年少労働者は、労働組合に加入を認められ、労働組合の運営に参加することを除いて、労働組合の便益をすべて享受する。

②「パリ市交通公団（RATP）に勤務する賃労働者」とは、以下の労働者である。

- RATP身分規定に服するもの。
- RATPの支配領域内で、RATPの管轄に属する恒常的業務に従事するもの。
- RATPの支配領域外で、専らRATPによる恒常的業務に従事するもの。
- 労働契約以外の多様な法的形態のもとでRATPに雇用されており、RATPの身分規定職員への編入を要求することのできるもの。

③ すべての組合員は、規約によって組合員に認められている権利が、労働組合の垂直的機構（支部・評議会・執行委員会・執行事務局）により尊重されていないと判断する場合には、組合評議会に訴えをなすことができる。

① 第6条

定員内職員・契約職員を問わず警視庁に勤務する公務員およびこの部門の退職者は、以下の要件により、労働組合に所属することができる。

- 書面により、本規約に同意し、労働組合の規則にしたがうこと。
- 加盟費および組合費を支払うこと。

① 第7条

脱退はすべて、書面によって届けられることによってのみ、有効となる。

その際、支払期限の到来した組合費を清算し、加盟の撤回時期から6カ月分の組合費を支払わなければならない。

前項の条件が満たされなかった場合は、その後に再加盟を求める当事者は、加盟費以外に、以前に組合費を支払うことを中断していた時期を含め1年につき3カ月分の組合費の割合で算定される追加加盟費（最低6カ月分）を支払わなければならない。

① 第11条

組合評議会は、加盟を承認し、脱退を宣告する。ただし、その決定の理由を公表する義務はない。

3. <組織運営>

② 第4条

労働組合は、組合支部において組織される。

②（内規）第4条 組合支部

《定義》 組合支部は、組合民主主義のための基礎組織であり、少なくとも5名の組合員から構成される。

組合支部は、少なくとも3カ月に1度、会議を開催し、毎年、事務局を選出する。

《目的》 組合支部は、労働者の物質的および精神的な利益の擁護および改善を目的とする。組合員と事業所内の他の労働者との間の正常な関係を確立する。

水平的機構（地域組織・技術職組織・総会・書記局）への参加によって、さらに垂直的な機構での寄与によって、組合組織の活動に関与する。

職際的な活動への参加は、地域連合への加盟によってしかなされえない。

《運営》 支部は、組合員投票によって、CFDT内部において論議されている問題に関するその立場を表明する。大会においては、代表を通じて意見を表明する。

支部事務局は、最低1名の書記と会計を含む。支部事務局は、支部の民主的な意見表明と対立することはできない。労働組合の統一や組合評議会の決定が争われるようなことは除いて、相対的な自治が、支部の運営を導く。

職場の指揮管理権にたいする意見表明の際に、職場代表委員は、必要に応じて、事業所の組合代表に援助させることができる。

事業所の組合代表が複数の支部を代表しなければならない場合には、これら支部全体

がその態度について表明しなければならない。

支部は、執行事務局に通知し、少なくとも1部を送付することを条件に、ビラを作成することができる。執行事務局は、支部のビラを拒否する場合には、支部にその事情を説明しなければならない。

② 第6条・(内規) 第6条 支部・地域組織・職種別特別組織

労働組合の内部組織は、以下のものを含む。

① 事業所単位あるいは事業所・工場・車庫・駅・路線集団単位の「支部」

支部は、事業所あるいは事業所集団の全職種によって結成されなければならない。

② 地理的な範囲で、支部および分散組合員を結集させる職種横断的な「地域組織」

地域組織の役割は、職種横断的な立場から、課題を共同し、要求を集約し、全般的問題を討議し、全般的方針を適用し、支部や組織拡大委員会と連携し、組織拡大を行うことである。

地域組織は、いかなる政治的権限も有しない。

地域組織は、地域的な活動の大衆化と支持を拡大し、活動を広げることに努める。

③ 「職種別特別組織」

職種別特別組織は、労働組合の枠内で、研究し、提案し、擁護されるべき特別の利益を有する組合員を職種別に結集する。

職種別特別組織は、執行事務局の少なくとも2名の委員の同意の後、ビラを作成することができる。政策作成のための研究委員会として、活動する。

① 第4条

労働組合は、地域的な支部以外に、各職種に対応した支部から構成される。

① 第21条

余暇の組織化に責任を負う組合支部が、「文化集団」の名称により指名される。

② 第7条 労働組合の大会

労働組合の大会は、労働組合を構成する組合支部によって正規に指名された代表者の総会である。

大会は、1支部につき1名の代表者から構成される。支払済み組合員証紙100枚ごとに1名の追加代表者が望まれる。

② 第8条

大会準備は、各支部において、組合員が大会での提案について意見を表明するための組合員集会の開催によって進められる。

②（内規）第8条

《大会の構成》 大会に出席する支部代表者数は、大会に先立つ2年度中に支部組合員によって支払われた組合員証紙数を算定の基礎数とするが、すべての支部に代表選出を保障して、有給組合活動保障時間が各支部に比例配分される。

組合費納入済みで、少なくとも6カ月前から加盟している組合員はすべて、大会に出席することができる。ただし、支部から委任を受けていなければ、採決や討論に参加することはできない。

《投票権数の算定》 各支部への投票権の付与は、大会に先立つ2年度中に支部によって労働組合に支払われた組合員証紙数を基礎に、10枚ごとに1投票権の割で、算出される。投票権数の算定の基礎となる組合員証紙数は、大会に先立って、遅くとも12月30日18時、31日が土曜日あるいは日曜日であれば、12月の最終平日までに労働組合によって受領されたものである。

② 第10条

組合評議会は、臨時大会および組合員にたいする情報提供のための総会を招集することができる。

② 第11条

労働組合は、大会と大会の間の期間中に、総会を組織しなければならない。

②（内規）第11条

支部の書記総会（4回）とともに、活動家の総会が、大会と大会の間の期間に、組織される。大会年には、支部書記総会は、1度だけ開催される。

② 第15条

労働組合の恒常的な指導権は、組合評議会にある。組合評議会は、専従者数の4倍以上の人数の評議員から構成される。評議員は、私権を享有していなければならない。

行政職、運転職、線路職、現業職が、それぞれ、評議会の少なくとも五分の一を代表していなければならない。

② 第16条 権限

組合評議会は、労働組合の大会で決定された全般的方針の枠内で、労働者の利益の擁護のために、労働組合の活動およびその組織化に責任を負う。

評議会は、組合支部によって拒否された加盟申込を、上訴として判断をくだし、そして、本規約を適用して、除名を決定する。

労働組合の活動・組織政策の枠内で、評議会は、企業内で結成される組合支部を承認する権限を有する。

評議会は、組合支部の推薦にもとづき、組合代表および事業所委員会・企業委員会への組合代表者を任命し、職業選挙での候補者名簿を提出する。

② (内規) 第20条

評議会への候補者は、組合教育過程にしたがって、一般教育過程を終了していなければならぬ。ただし、候補者が、大会後の四半期に、対応する組合教育過程を履修することを約する場合には、例外が認められうる。

① 第8条 組合評議会

労働組合は、任期1年で選出される最少10名最多30名の委員からなる評議会によって運営される。

評議員は、フランス人で、成人であり、私権を享有していなければならない。

少なくとも18カ月前から組合員登録され、定例的に組合費を支払っている組合員だけが、評議会への被選挙資格を持つことができる。少なくとも6カ月前から組合員登録され、対応する組合費を支払った組合員が、選挙資格を有する。

正当な理由なく、年に3回の会議に欠席したる評議員はすべて、警告の対象となり、繰り返した場合には、職務から解任される。

② 第21条 日常的運営業務

日常的運営業務、事業所および企業における組合代表の任命、限定的な目的あるいは範囲の集団協定、組合権および職業選挙に関する協定の討議および署名、候補者名簿の届出は、評議会の委任にもとづく執行委員会の権限に属する。

② 第22条 執行委員会

評議会は、その内部で、執行委員会を確立する。執行委員会は、以下のものから構成される。

——専従者

——業務量により、同数あるいはそれ以上の非専従者。各主要職務（行政権・現業職・運転職・線路職）は、少なくとも2名の委員により代表されなければならない。

②（内規）第22条 執行委員会

前専従者は、再選されることができる。ただし、停滞を避けるために、少なくとも2つの役職は、新しい活動家によって担われなければならない。

執行委員会は、組織の正常な運営を監視する責務を負う。執行委員会は、当局から提起される協議や労働組合によって要求される公聴会において、CFDTを代表し、あるいは代表させる責務を負う。

②（内規）第24条

新専従役員は、6ヵ月間、その任務に必要な教育を受け、職務にとってのその適性を検証する。

——この検証期間中、1ヵ月の予告を条件に、自由に辞職できる。

——この期間を過ぎ、その任期中は、2ヵ月の予告によってしか辞職することはできない。

——専従者は、組合活動歴に応じて選出される。

① 第13条 組合事務局

組合評議会は、定数（書記長1名、書記次長2名、書記1名、会計1名、会計補佐1名、評議員）内で、毎年、大会開催中に、事務局の選出を行う。

事務局は、あらゆる段階での職業的課題を追求し、情勢が必要とするすべての取り組みを行う任務を負う、4名の委員からなる専従役員を任命する。

事務局は、年間を通じて、新たに設立される職業別支部のために、その支部が組合評議会に代表されるように、代表者を任命する権限を有する。

4. <組合費・財政>

② 第30条 財政活動

労働組合の財源は、以下のものである。

① 組合員の義務的な組合費および任意的な寄付金。

② 組合員でない寄贈者からの贈与（組合事務局の承認の後にしか、財政部長によっ

て受領されえない)。

② (内規) 第30条

支部の組合員は、その組合費を支部の会計係に届ける。

当該年度の販売されなかった組合員証紙の在庫は、次年5月31日までに支部の会計によって労働組合に返却されなければならない。この期日までに到着しなかった売れ残りの組合員証紙は、財政憲章の枠内で、組合支部に交付される金額から控除される。

5. <内部紛争処理・統制>

② 第19条

組合評議会は、労働組合を構成する諸組織の間で生ずることがあるあらゆる紛争を仲裁する権限を有する。

評議会は、支部の見解の後あるいは請求にもとづいて、さらに当事者が要求する場合には当事者から聴取したる後、除名を宣告する。

除名決定事由は、特に以下のとおりである。

——労働組合の規約・規則の重大な違反。

——労働組合の物質的および精神的利益の侵害。

① 第11条

除名の決定的理由として、特に、著しく非礼な行為、名誉を傷つける有責行為、労働組合の規則の重大な違反がある。

労働組合にたいして精神的な損害の原因となり、その利益を侵害する組合員は、除名されることがある。

組合費の不払いは、除籍の理由となりうる。

6. <規約条項・解散>

② 第32条 規約の修正

本規約は、組合評議会あるいは組合支部の提案にもとづき、大会によって単純多数決により、修正されることができる。提案は、大会開催の2カ月前に、評議会に通知されなければならない。

① 第29条

労働組合の解散は、臨時総会によって、組合費納入済みの組合員総数の四分の三以上の賛成によってしか、宣告されえない。

基金や動産などの財産は、CFDTや警視庁孤児事業に帰属する。いかなる場合にも、財産は、組合員に分配されえない。